

## 甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会要綱

### (設置)

第1条 平成29年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙小選挙区における甲賀市開票所での不適正処理に関し、公正中立かつ客観的な観点から、対象事件の検証と再発防止策の取りまとめを行い、もって選挙事務の適正化を図るため、甲賀市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に、甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会（以下「再発防止委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 再発防止委員会は、選挙管理委員会の諮問に応じ、再発防止及び選挙事務の適正化に係る提言を行う。

### (組織)

第3条 再発防止委員会は5人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立かつ客観的に前条に掲げる事項を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、選挙管理委員会が委嘱する。

### (委員長)

第4条 再発防止委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、再発防止委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 再発防止委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 再発防止委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 再発防止委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 再発防止委員会の会議は、公開する。ただし、再発防止委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

### (庶務)

第6条 再発防止委員会の庶務は、選挙管理委員会事務局において行う。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の再発防止委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、選挙管理委員会が招集する。

【参考】

○第3条関係委員構成

1. 学識経験者
2. コンプライアンス関連
3. 弁護士
4. 市民代表
5. 選挙事務経験者

○委員会開催スケジュール

概ね6回の開催とする。

- |     |       |                                      |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 第1回 | 3月下旬  | 選挙管理委員会からの諮問<br>協議（対象事件の検証と再発防止策の検討） |
| 第2回 | 4月上旬  | 協議（対象事件の検証と再発防止策の検討）                 |
| 第3回 | 5月上旬  | 中間報告書とりまとめ                           |
|     | 6月24日 | 滋賀県知事選挙                              |
| 第4回 | 8月上旬  | 協議（知事選挙事務の検証）                        |
| 第5回 | 9月下旬  | 協議（選挙体制の再構築に向けて等）                    |
| 第6回 | 11月下旬 | 報告書とりまとめ                             |